

京都市教育委員会告示第3号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納付すべき費用額を次のとおり定め、平成19年4月1日から適用します。

平成19年3月23日

京都市教育委員会

1 施設の設備の程度

施設			設備の程度						
名称	種別	面積 (㎡)	照明				演壇	聴衆席	弁士控室
			会場	控室	廊下	便所			
元京都市立 春日小学校	講堂	420	蛍 40w28 個 白熱灯 100w4 個 投光器 200w2 個	白熱灯 60w2 個	蛍 20w7 個	蛍 10w8 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 120人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 待賢小学校	講堂	429	蛍 40w28 個 20w4 個 投光器 500w2 個	蛍 40w4 個	蛍 40w4 個 白熱灯 60w6 個	蛍 20w2 個 10w1 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 聚楽小学校	講堂	384	蛍 40w28 個	蛍 40w28 個	蛍 20w6 個 白熱灯 60w3 個	蛍 60w3 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 西陣小学校	講堂	375	蛍 40w50 個 20w12 個 白熱灯 100w33 個	蛍 40w4 個	蛍 40w1 個 白熱灯 100w4 個	蛍 20w1 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚

元京都市立 生祥小学校	講堂	276	蛍 40w2 個 白熱灯 100w33 個 60w2 個	蛍 40w12 個 会議室	蛍 40w21 個	蛍 40w10 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 120人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 立誠小学校	講堂	337	蛍 40w24 個	蛍 40w10 個	蛍 40w9 個 白熱灯 60w8 個	蛍 40w4 個 蛍 20w1 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 教業小学校	講堂	350	蛍 40w32 個	蛍 40w6 個	蛍 40w6 個	蛍 40w6 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 格致小学校	講堂	416	水銀灯 300w12 個	蛍 40w24 個	蛍 20w4 個	蛍 40w2 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 有隣小学校	講堂	407	蛍 40w22 個	蛍 40w32 個	蛍 20w27 個 蛍 40w4 個	蛍 40w6 個 蛍 30w3 個 蛍 13w7 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 安寧小学校	講堂	448	蛍 40w20 個 水銀灯 300w15 個 投光器 500w2 個	蛍 40w8 個	蛍 20w9 個	蛍 20w2 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 有濟小学校	講堂	484	蛍 40w63 個 白熱灯3個 投光器 500w2 個	蛍 40w16 個	蛍 40w14 個 30w9 個	蛍 40w8 個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚

元京都市立 貞教小学校	講堂	722	蛍 40w12個 水銀灯 300w16個 投光器 500w2個	蛍 40w2個	蛍 20w2個	蛍 40w4個 20w1個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 滋野中学校	講堂	560	蛍 40w24個 水銀灯 300w18個	蛍 40w9個	蛍 20w16個	蛍 40w6個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚
元京都市立 皆山中学校	講堂	585	蛍 40w10個 水銀灯 250w28個	蛍 40w2個	蛍 40w3個	白熱灯 60w2個	卓子1脚 いす1脚 水差し1個 コップ1個	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机 1脚 いす4脚

2 納付すべき費用額

演 説 会 開 催 の 日 時	納 付 す べ き 費 用 額
平 日 の 昼 間	6,660 円
平 日 の 夜 間	25,583
休 日	27,090

備考1 「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までをいう。

2 「昼間」とは午前9時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後10時までをいう。

3 演説会が11月1日から3月31日までの間に行われる場合においては、納付すべき費用額に燃料費として369円を加算する。

4 拡声器の設備がある場合において、その拡声器を使用して演説会を開催するときは、納付すべき費用額に拡声器の使用料として525円を加算する。

(総合教育センター学校統合推進室計画課)